

平成 28 年株主総会に向けた留意点

日比谷パーク法律事務所
弁護士 松 山 遙

第 1 はじめに

1 改正会社法への対応

改正会社法及び会社法施行規則等が昨年 5 月 1 日より施行された。

株主総会の参考書類・事業報告の記載事項のうち、経過措置の対象となった部分は本年総会より初めて適用されるため、注意が必要。

2 コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードが昨年 6 月より適用されている。

総会運営のあり方や情報開示の充実について対応を求められている点があり、本年総会で対応を準備する必要あり。

3 本年のトピック

(1) 経営戦略・経営計画

コードにより、経営戦略・経営計画を明確に定めて開示することが求められている。

その一方で、年明けからの株価下落、円安、資源安などにより、事業年度末及び総会時点の経済情勢が非常に不透明となっているため、どのような説明をするべきか、経済情勢を見ながらギリギリまで検討する必要あり。

(2) 配当・資本政策

コードでは、資本政策の開示も求められており、株主からの関心事であるため、質問が出る可能性も高い。

一方で、年明けから経済情勢の不確実性が増しており、どのような説明をするべきか慎重に検討する必要あり。

(3) ガバナンス体制

コードにより、取締役会・社外取締役の役割・責務に関する考え方が明示されたことにより、各社における取締役会での審議のあり方、指名・報酬の決定プロセスの透明化などの見直しが図られている。

また、監査等委員会設置会社へ移行する会社も増えている。

機関設計の変更の是非も合わせて、我が社におけるガバナンス体制のあり方を検討しておく必要あり。

(4) 社外取締役の独立性・多様性

コードは、社外取締役の複数選任を求めるとともに、その独立性・多様性の確保を強く求めている。

独立性基準の開示と合わせて、各候補者の独立性が確保されているかどうかを見直すとともに、取締役会における多様性確保の観点から、経歴・属性等も考慮して候補者を選ぶ必要あり。

(5) 不祥事対応

東芝問題に起因して大手監査法人が業務改善命令を受けている現状の下、会計監査人の評価基準、再任の理由などについて質問が出る可能性あり。

会社法改正により会計監査人選任議案の決定権者が監査役となったため、監査役サイドで上記質問に回答できるように準備しておく必要あり。

(6) 総会運営の見直し（機関投資家対応）

コードでは、招集通知の早期発送やHPへの掲載、英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用、集中日開催を避けること、実質株主の総会出席への配慮などが求められている。

第2 改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードへの対応

1 参考書類について

(1) 留意点

➤ 経過措置

施行日より前に招集手続が開始された株主総会に係る参考書類の記載については、なお従前の例による（附則2条5項）。

ただし、施行日後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会の参考書類の記載については、規則74条3項、76条3項及び77条8号の規定にかかわらず、なお従前の例による（附則2条2項）。

附則2条2項の参考書類の記載に係る「特定関係事業者」については、改正後の規則2条3項19号にかかわらず、なお従前の例による（附則2条4項）。

↓

一部の改正（「親会社等」「子会社等」の定義規定の新設による改正）以外は、既に昨年6月総会にて対応済み。

➤ 独立要件

改正会社法では社外性の要件が厳格化され、①親会社の関係者、②兄弟会社の業務執行者、③当社経営トップの近親者については「社外」と認められなくなった（会社法2条15号、16号）。

ただし、経過措置が設けられており、施行の際、現に社外取締役・社外監査役を置く会社の社外取締役・社外監査役については、改正法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、従前の例による。

↓

経過措置に基づき親会社から派遣された者を社外役員としてきた企業は、本年総会で、改正会社法による社外性を備えた役員を新たに選任する必要がある。

➤ コーポレートガバナンス・コード対応

コードでは役員の指名方針・プロセスや独立性判断基準などについて積極的な情報開示が求められており、役員選任議案の参考書類に記載すること
も検討する必要あり。

(2) 取締役選任議案

➤ 改正会社法対応

- 当社が他の会社の子会社である場合の開示事項（74条3項）

これらは「親会社等」「子会社等」の定義が新設されたことによる変更であり、本年6月総会から新たに対応する必要あり（経過措置により昨年6月総会では対応していない）。

- 社外役員に関する属性情報（74条4項）

当該候補者が過去に社外取締役・社外監査役以外の方法で会社経営に関与していない場合の開示義務の対象者について、社外監査役とは「社外役員」（当該会社が社外役員として取り扱う場合）に限定する旨を明確化（5号）。

社外性の過去要件が緩和されたことを受けて、過去に当社又は子会社の業務執行者であった旨を開示事項に追加（6号イ）。

社外性の要件に親会社等でないことが追加されたことを受けて、現在又は過去に親会社等であった旨を開示事項に追加（6号ロ）。

現在又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者であった場合の開示義務の対象者として、業務執行者でない役員であった場合も追加（6号ハ、ホ(2)）。

社外性の要件に経営トップ等の近親者であることを追加されたことを受けた変更（6号ホ(1)）。

- 社外取締役を選任することが相当でない理由（74条の2）

事業年度末日に社外取締役がいない特定監査役会設置会社（公開大会社で有報提出義務のあるもの）が対象となる。

当該会社のその時点（参考書類作成時点）における事情に応じて記載し

なければならず、社外監査役2名いることをもって「相当な理由」とすることはできない。

➤ コーポレートガバナンス・コード対応

● 個人別の選任理由

コードでは、個々の選任・指名についての説明を開示するよう求めているが、昨年末に提出したコーポレートガバナンス報告書で「来年総会から開示予定」あるいは「開示を検討する」と記載した会社も多い。独立役員だけでなく社内役員についても、個別の選任理由を参考書類に記載することが考えられる。

● 取締役候補者の指名の方針・手続

コードでは、取締役の指名を行うに当たっての方針・手続を開示することが求められている。

候補者選定の方針、選定プロセス（任意の委員会の審議・答申を経ていることなど）があるのであれば、その内容を記載することが考えられる。

● 独立役員であること・独立性判断基準

コードでは、独立社外取締役の独立性判断基準を策定・開示することが求められており、多くの会社で独立性判断基準を策定している。

参考書類の中で、独立役員候補者を明示することや独立性判断基準を記載することが考えられる。

(3) 監査役選任議案

改正会社法・コード対応については、概ね取締役選任議案と同様。

コードでは、監査役には財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきとされており、知見の有無を従前より詳細に記載することも考えられる（経理部における経験等）。

(4) 会計監査人選任議案

➤ 改正会社法対応

● 当該候補者を会計監査人候補者とした理由（3号）

監査役（会）が議案を決定することとされたのに伴い、理由の開示が義務づけられた。

- 責任限定契約の内容の概要（5号）

役員選任議案にそろえたもの。

- 多額の金銭等の受領（8号）

「親会社等」「子会社等」の定義規定が見直されたことに伴う改正。本年6月総会から対応する必要あり。

- コーポレートガバナンス・コード対応

コードでは、監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準の策定を行うべきとされている。

会計監査人の選任理由についても、評価基準・プロセスをある程度具体的に記載する必要がある。

2 事業報告について

(1) 留意点

- 経過措置

施行日より前にその末日が到来した事業年度のうち、最終のものに係る事業報告については、なお従前の例による（附則2条6項）。

ただし、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載については、施行日以後に監査を受ける事業報告について適用する（同項ただし書）。

↓

基本的に本年総会から対応する必要あり。

- コーポレートガバナンス・コード対応

コードでは、適切な情報開示と透明性の確保が基本原則の1つとされており、経営戦略・経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針、経営陣の指名・報酬を決定する上での方針・手続などを開示し、主体的な情報発信をすべきであるとしている。また、資本政策の基本方針についても説明を行うことが求められている。

(2) 内部統制システムの運用状況（規則 118 条 2 号）

改正会社法では、内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示すべきとされた。

↓

事業報告の中でどの程度具体的に運用状況を記載すべきか、総会で質問が出た場合にはどのように回答すべきか、を検討しておく必要あり。

さらに、監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならないため、これまで以上に内部監査部と連携し、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由（規則 126 条 2 号）

改正会社法では、当該事業年度における会計監査人の報酬等の額に加え、監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由についても開示が求められる。

↓

改正後は会計監査人を候補者とした理由、報酬に同意した理由についても参考書類や事業報告の中で開示することが求められる。これらは監査役の権限として決定・同意するものであるため、質問が出た場合には監査役が対応する必要あり。

さらに、本年は大手監査法人に対して業務改善命令が出されており、その概要や当該監査法人を再任した理由についても事業報告に記載すべきかどうかを検討しておくべきである。

(4) 親会社等との利益相反取引（規則 118 条 5 号）

改正会社法では、親会社等との取引で個別注記表において関連当事者との取引に関する注記が必要となるものがある場合に、当社の利益を害さないように留意した事項等の開示が求められる。

↓

利益相反取引がある場合には、留意した事項等について事業報告に記載する。また、監査役は、利益相反取引につき意見がある場合には監査報告に記載し

なければならないため、業務執行から離れた監査役の立場から利益相反取引の相当性を確認しておく必要がある。

(5) その他

① 特定完全子会社の氏名・住所等（規則 118 条 4 号）

多重代表訴訟の対象となり得る子会社について情報開示が求められる。

② 社外役員に関する記載事項

「親会社等」の定義新設による変更など

(6) その他のコーポレートガバナンス・コード対応

本年総会では、コードで求められている主体的な情報発信として、下記の事項を招集通知に記載したり、株主総会で説明することが考えられる。

会社から能動的に説明しないまでも、質問されたら回答できるように想定問答を準備しておく必要がある。

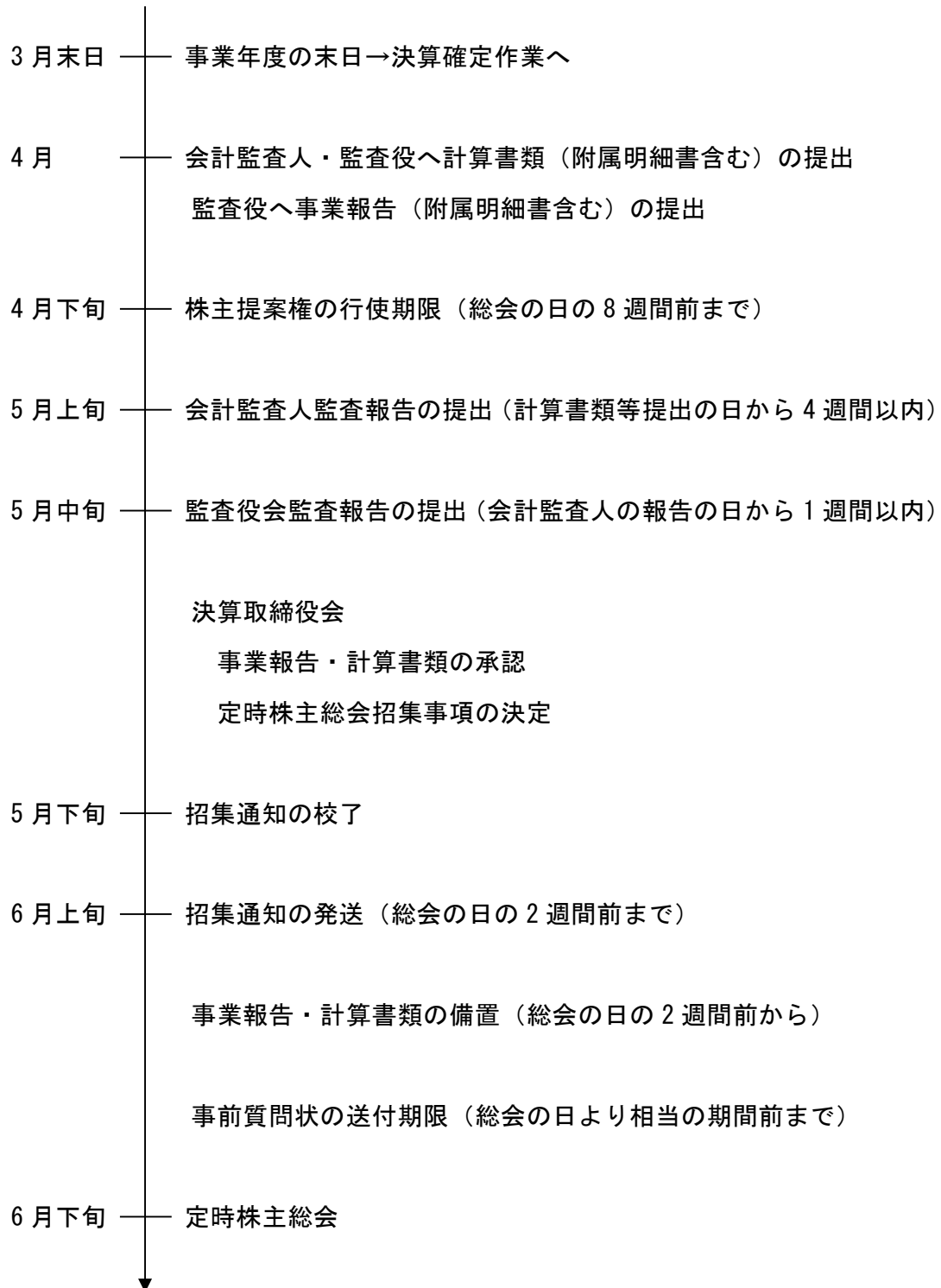
- 経営戦略・経営計画
- コーポレートガバナンスに関する基本方針
- 経営陣の指名・報酬を決定する上での方針・手続
- 資本政策の基本方針
- 株式の政策保有に関する方針

また、事業報告における社外役員に関する記載をより充実させることなども考えられる。

- 社外役員の活動状況（任意の委員会など）
- 独立性判断基準

第3 株主総会までのスケジュールと準備

1 株主総会までのスケジュール



2 スケジュールについて

コーポレートガバナンス・コードでは、基本原則として株主の権利・平等性の確保が掲げられており、株主総会における権利行使が適切に行われるような環境整備が求められている。

➤ 招集通知の早期発送やHP等への掲載

株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、早期発送に努めるとともに、招集通知発送までの間にTDnetやHPで公表すべきである。

➤ 総会開催日の検討

株主との建設的な対話の充実、そのための正確な情報提供等の観点から、総会開催日等につき適切な設定を行うべきである。

➤ 招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用

海外機関投資家等の比率をふまえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を進めるべきである。

➤ 実質株主の総会への出席

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が総会で自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望する場合の対応を準備すべきである。

株懇より「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」が策定・公表されている。

3 監査報告の作成

(1) 会計監査に係る記載事項

会計監査に関しては、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

そのため、監査報告記載事項においても、会計監査人の監査を前提とした監査が認められている。

➤ 会計監査人の会計監査報告

- 会計監査人の監査の方法及びその内容（会社計算規則 126 条 1 項 1 号）
- 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（2 号）
 - 無限定適正意見
 - 除外事項を付した限定適正意見
 - 不適正意見
- 2 号の意見がないときはその旨及びその理由（3 号）
 - 会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないとき、など。
- 追記情報（4 号）
 - 継続企業の前提に関する注記
 - 正当な理由による会計方針の変更
 - 重要な偶発事象
 - 重要な後発事象
- 会計監査報告を作成した日（5 号）

➤ 監査役・監査役会の会計監査報告（会社計算規則 127 条、128 条）

- 監査役の監査の方法及びその内容（1 号）
- 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨・その理由（2 号）
 - 会計監査人の適格性、監査手続、監査計画、監査実施状況、監査役監査との整合性等を考慮して、方法及び内容（監査結果）の相当性を判断する。

- 重要な後発事象（3号）
- 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4号）
→会計監査人における独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認する。
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（5号）
→監査の信頼性の限界についての注意喚起であり、これによって社内の協力を得やすくする効果が期待される。

(2) 業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては、監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

➤ 監査役・監査役会の業務監査報告（規則129条1項、130条2項）

- 業務監査の方法及び内容（1号）
- 事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（2号）
- 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（3号）
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由（4号）
- 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見（5号）
- 親会社との取引（個別注記表において注記を要するもの）について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見（5号）
- 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見（6号）

↓

内部統制システムの決定概要の相当性についての意見だけでなく、運用

状況についても意見があれば指摘しなければならない。

また、親会社との利益相反取引についても意見があれば指摘する必要がある。

4 監査役会における審議

(1) 決算監査について

➤ 監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、以下の事項を内容とする監査役会監査報告を作成する（会社計算規則 128 条）。

監査役会の結論は多数決で決せられるが（会社法 393 条 1 項）、これらの事項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（会社計算規則 128 条 2 項）。

➤ 決算監査における特則

監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。

もともと監査役会では決議の省略（書面決議）は認められていないのであるが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

5 非常時対応

(1) 無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる。

(2) 当社において不祥事が起きた場合

➤ 役員による不祥事

監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討。
仮に「重大」でないと監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

➤ 従業員による不祥事

監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。

→当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要あり。

仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

6 総会当日の説明

(1) 説明義務

会社役員は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の場合を除く（会社法 314 条）。

- ① 当該事項が株主総会の目的事項に関しないものである場合
- ② その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
- ③ 正当な理由がある場合として法務省令（規則 71 条）で定める場合

- ✓ 当該事項について説明をするために調査が必要である場合（事前質問状が出された場合、調査が著しく容易な場合を除く）
- ✓ 当該事項について説明をすることにより会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
- ✓ 株主が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- ✓ 上記のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(2) 質問された場合にどこまで回答しなければならないかの確認

➤ 子会社に関する質問にどこまで回答するか

子会社に関する質問については、連結に影響があるとはいえ他社に関する事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に、子会社で不祥事があった場合、子会社の業績が低迷している場合など）。

↓

会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。

➤ 不確定な将来の事項を質問された場合にどう回答するか

将来の業績予想・事業再開の見通しなど、未公表の重要事実を開示してしまいうリスクがある。未公表の事実かどうか、既に開示・リリース済みの事実かどうかを確認しておく必要あり。

回答担当役員が複数にわたる場合、回答が異なることがないよう、回答内容をあらかじめ統一しておくべき。

➤ 質問されても回答してはいけない事項の確認

● 企業秘密に関わる事項は回答しない

基本的には、決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外

は慎重に対応する。

- 第三者との契約違反になる事項は回答しない
他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については、
回答しない。
- 他社を非難・中傷するような内容は回答しない
他社との業績比較，他社を例とした不祥事対応など，他社に関わる質問については，慎重に回答する。
- 将来の約束にわたる発言はしない

以上